

保発0330第3号  
平成24年3月30日

都道府県知事  
地方厚生(支)局長

殿

厚生労働省保険局長

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)の公布に伴う児童福祉法の一部改正により、平成24年4月1日より施行されることから、「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保発第45号・庁保発第34号)についてもその一部を別紙のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

「保険者番号等の設定について」（昭和51年8月7日保険発第45号・庁保発第34号）の一部改正について

1 2の(20)を次のように改める。

(20) 児童福祉法による肢体不自由児通所医療（法第21条の5の28関係）及び障害児入所医療（法第24条の20関係）

都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市又は市(区)町村ごとに、平成24年2月20日障障地発第0220第1号により定められた公費負担者番号をもって、それぞれの都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市又は市(区)町村の公費負担者番号とすること。

2 別表1の(3)を次のように改める。

		区 分	法別番号
公 費 負 担 医	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による	・結核患者の適正医療（法第37条の2関係）	10
		・結核患者の入院（法第37条関係）	11
	生活保護法による医療扶助（法第15条関係）		12
	戦傷病者特別援護法による	・療養の給付（法第10条関係）	13
		・更生医療（法第20条関係）	14
	障害者自立支援法による	・更生医療（法第5条関係）	15
		・育成医療（法第5条関係）	16
	児童福祉法による	・療育の給付（法第20条関係）	17
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による	・認定疾病医療（法第10条関係）	18
		・一般疾病医療費（法第18条関係）	19
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による	・措置入院（法第29条関係）	20	

療 制 度	障害者自立支援法による	・精神通院医療（法第5条関係）	21
	麻薬及び向精神薬取締法による入院措置（法第58条の8関係）		22
	母子保健法による養育医療（法第20条関係）		23
	障害者自立支援法による療養介護医療（法第70条関係）及び基準該当療養介護医療（法第71条関係）		24
	肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付		38
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による	・一類感染症等の患者の入院（法第37条関係）	28
		・新感染症の患者の入院（法第37条関係）	29
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療の実施に係る医療の給付（法第81条関係）		30
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項に規定する医療支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。）		25
	特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費		51
	児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付（法第21条の5関係）		52
	児童福祉法の措置等に係る医療の給付		53
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による定期検査費及び母子感染防止医療費の支給（法第12条第1項及び第13条第1項関係）		62
	石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給（法第4条関係）		66
	児童福祉法による肢体不自由児通所医療（法第21条の5の28関係）及び障害児入所医療（法第24条の20関係）		79

○ 保険者番号の設定について（昭和 51 年 8 月 7 日保発 45 号）の一部改正について

改 正 前	改 正 後
<p>2 公費負担者番号の設定について            (1) ~ (19) 略            (20) 児童福祉法による障害児施設医療（法第 24 条の 20 関係）</p> <p>都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市ごとに、平成 18 年 9 月 12 日障発第 0212005 号により定められた公費負担者番号をもって、それぞれの都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市の公費負担者番号とすること。</p> <p>別紙 2            (3) (表中)            児童福祉法による障害児施設医療（法第 24 条の 20 関係）</p>	<p>2 公費負担者番号の設定について            (1) ~ (19) 略            (20) 児童福祉法による<u>肢体不自由児通所医療（法第 21 条の 5 の 28 関係）</u>及び<u>障害児入所医療（法第 24 条の 20 関係）</u></p> <p>都道府県、政令指定都市、<u>児童相談所設置市又は市（区）町村</u>ごとに、<u>平成 24 年 2 月 20 日障障地発 0220 第 1 号</u>により定められた公費負担者番号をもって、それぞれの都道府県、政令指定都市、<u>児童相談所設置市又は市（区）町村</u>の公費負担者番号とすること。</p> <p>別紙 2            (3) (表中)            児童福祉法による<u>肢体不自由児通所医療（法第 21 条の 5 の 28 関係）</u>及び<u>障害児入所医療（法第 24 条の 20 関係）</u></p>